

改正案	現 行
<p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>第1・第2（略）</p> <p>第3 衛星関係</p> <p>1 システム別審査基準 (1)～(11)（略）</p> <p>2 アルゴスシステムデータ伝送用実験試験局 アルゴスシステムデータ伝送用無線局の審査は、次の基準により行う。</p> <p>(1) <u>無線局の目的及び通信事項</u> ア <u>無線局の目的</u> 電波科学の進歩発達、技術の進歩発達若しくは科学知識の普及のための実験若しくは研究、電波の利用の効率性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査を行うため専ら開設するものであること。 イ <u>通信事項</u> アルゴスシステムデータ伝送に関する事項であること。</p> <p>(2) <u>通信の相手方</u> アルゴスシステムの人工衛星（気象衛星 NOAA 等）であること。</p> <p>(3) <u>設置場所（移動する無線局については、移動範囲）</u> 本無線局を開設して実施予定の実験若しくは研究、試験又は調査を達成するために必要かつ適切な範囲であって、全国及び全海域（公海及び我が国の領海を含み外国の領域を含まない区域）並びにそれらの上空のいずれかの範囲内であること。</p> <p>(4) <u>工事設計等</u> ア <u>通信方式</u> 単向通信方式、単信方式、複信方式又はこれらを組み合わせて行うものであること。 イ <u>周波数</u> (ア) <u>最大通信速度が400bpsのもの</u> 割当周波数は、401.620MHz から 401.680MHz までの1kHz 間隔の周波数から指定するものとする。 (イ) <u>最大通信速度が4,800bpsのもの</u> 割当周波数は、401.595MHz を指定するものとする。 ウ <u>電波の型式</u></p>	<p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>第1・第2（略）</p> <p>第3 衛星関係</p> <p>1 システム別審査基準 (1)～(11)（略）</p> <p>2 アルゴスシステムデータ伝送用実験試験局</p> <p>(1) <u>電波科学の進歩発達、技術の進歩発達若しくは科学知識の普及のための実験若しくは研究、電波の利用の効率性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査を行うため専ら開設するものであること。</u></p> <p>(2) <u>通信の相手方は、アルゴスシステムの人工衛星（気象衛星 NOAA 等）であること。</u></p> <p>(3) <u>無線設備の設置場所（移動する実験試験局については、移動範囲）は、本無線局を開設して実施予定の実験若しくは研究、試験又は調査を達成するために必要かつ適切な範囲であって、全国及び全海域（公海及び我が国の領海を含み外国の領域を含まない区域）並びにそれらの上空のいずれかの範囲内であること。</u></p> <p>(4) <u>周波数等は次によるものとする。</u> ア <u>割当周波数は、401.62MHz から 401.68MHz までの1kHz 間隔の周波数から指定するものとする。</u></p>

(ア) 最大通信速度が 400bps のもの
G1D であること。

(イ) 最大通信速度が 4,800bps のもの
F1D であること。

エ 変調方式

(ア) 最大通信速度が 400bps のもの
二相位相変調(2PSK)又は四相位相変調(4PSK)であること。

(イ) 最大通信速度が 4,800bps のもの
GMSK であること。

オ 占有周波数帯幅の許容値

(ア) 最大通信速度が 400bps のもの
2PSK にあつては 20kHz、4PSK にあつては 6kHz であること。

(イ) 最大通信速度が 4,800bps のもの
7kHz であること。

カ 空中線

(ア) 偏波面
直線偏波(水平偏波、垂直偏波又はこれらの組合せ。以下この 2 項
において同じ。)又は右旋円偏波であること。

(イ) 最大利得
直線偏波のものにあつては 4dBi 以下、右旋円偏波のものにあつて
は 1dBi 以下であること。

キ 空中線電力

(ア) 最大通信速度が 400bps のもの
空中線系の利得を考慮して、直線偏波のものにあつては等価等方
輻射電力が 37dBm (1mW を 0dBm とする。)以下、右旋円偏波のものに
あつては等価等方輻射電力が 34dBm (1mW を 0dBm とする。)以下とな
る値を指定するものとする。

(イ) 最大通信速度が 4,800bps のもの
空中線系の利得を考慮して、直線偏波のものにあつては等価等方
輻射電力が 41dBm (1mW を 0dBm とする。)以下、右旋円偏波のものに
あつては等価等方輻射電力が 38dBm (1mW を 0dBm とする。)以下とな
る値を指定するものとする。

(5) その他

ア 不要発射等を抑圧するための十分な措置が講じられていること。

イ アルゴスサービスの型式承認(TYPE CERTIFICATE FOR ARGOS PLATFORM

イ 電波の型式は、G1D であること。

ウ 占有周波数帯幅の許容値は、20kHz とし、次の条件を満足する工事設計で
あること。

(ア) 変調方式は、2PSK であること。

(イ) 最大位相偏移は、2.4 ラジアンであること。

(ウ) 最大通信速度は、400 ボーであること。

エ 空中線電力は、空中線系の利得を考慮して、等価等方輻射電力が 37dBm
(1mW を 0dBm とする。)以下となる値を指定するものとする。

(5) 通信方式は、単向通信方式、単信方式、複信方式又はこれらを組み合わせ
て行うものであること。

(6) 変調方式は、位相変調方式であること。

(7) 当該送信機の工事設計は、上記のほか次の条件を満足するものであるこ
と。

ア 不要発射等を抑圧するための十分な措置が講じられていること。

イ アルゴスサービスの型式承認 (TYPE CERTIFICATE FOR ARGOS PLATFORM

TRANSMITTER TERMINAL 又は TYPE CERTIFICATE FOR ARGOS PLATFORM MESSAGE TRANSCEIVER) を受けていることが確認できるものであること。

ウ アルゴスサービスにより分配されたアルゴス識別番号 (ARGOS ID NUMBER) 及び送信周期を使用することが確認できるものであること。

3 (略)

TERMINAL TRANSMITTER) を受けていること。

ウ アルゴスサービスにより分配されたアルゴス識別番号 (ARGOS ID NUMBER) 及び送信周期を使用するものであること。

3 (略)